

# 大阪府条例第六十七号

大阪府屋外広告物条例の一部を改正する条例

大阪府屋外広告物条例（昭和二十四年大阪府条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(屋外広告業の登録)</p> <p>第二十二條 府の区域（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、<u>寝屋川市</u>及び東大阪市の区域を除く。次条第一項第二号及び第二十二條の七第一項第五号において同じ。）内において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2-6 (略)</p> <p>第二十五條の二 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第二十六條 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(屋外広告業の登録)</p> <p>第二十二條 府の区域（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市の区域を除く。次条第一項第二号及び第二十二條の七第一項第五号において同じ。）内において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2-6 (略)</p> <p>第二十五條の二 (略)</p> <p><del>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</del></p> <p><del>第二十五條の三 法第二十八條の規定により、法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づき条例の制定又は改廃に関する事務は、寝屋川市が処理することとする。</del></p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第二十六條 (略)</p> <p>3   法に基づき事務のうち、次に掲げる事務であつて寝屋川市の区域に係るものは寝屋川市が処理することとする。</p> <p>一 法第七条第一項の規定による命令に関する事務</p> <p>二 法第七条第二項の規定による措置の実施に関する事務</p> <p>三 法第七条第三項の規定による措置の実施及び費用の徴収に関する事務</p> <p>四 法第七条第四項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除去に関する事務</p> <p>五 法第八条第一項の規定による保管に関する事務</p> <p>六 法第八条第二項の規定による公示に関する事務</p> <p>七 法第八条第三項の規定による売却及びその売却した代金の保管に関する事務</p> <p>八 法第八条第四項の規定による廃棄に関する事務</p>

## 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。